

# 令和 7 年 5 月

## 遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 令和 7 年 5 月 27 日（月） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 15 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案
  - 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
  - 報告事項 2 解約について
  - 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
  - 議 第 6 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
  - 議 第 7 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
  - 議 第 8 号 農地法第 4 条の規定による申請について

### 4. 出席委員 (15 名中 14 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史			7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小 野 寺 一 博	10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 広	12	小 松 正 志
		14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

### 5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
13	前 川 一 城						

### 6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名						

### 7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名						

### 8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

### 9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の5月定例会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、本日の出欠の状況報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。</p> <p>(3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番 榊原一男 委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。</p> <p>「13番 前川一城」届出欠席</p> <p>以上、欠席委員1名、出席委員14名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤 充会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では7番 高橋正樹委員と8番石垣建委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の高橋主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。 合計6件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>続きまして、報告事項2. 解約について。 農地転用のために解約するもので、後ほど関連する議案について説明いたします。</p> <p>報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について。 それぞれで当事者の合意により賃借料を変更するものです。また、番号38～42については基盤整備に関係して令和7～8年度の賃借料を0円とするものです。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等がありましたらお願いします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番 齋藤 勝広 会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>

15 番 齋藤勝広 会長代理	5 月 29 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利 用調整委員会を開催しましたが、議第 6 号、7 号について特に問題なしとし て審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 6 号農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について事 務局の説明をお願いいたします。  (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧下 さい。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる 効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 今月に申請があったのは番号 3~5 の 3 件ですが、3 件とも借人は同じで るので、同時に説明します。現地調査は齋藤勝広委員にお願いしていますの でのちほどご報告をお願いします。 借人は酒田市の今年の 2 月に設立した法人で遊佐での農地の権利設定はこ れが初めてとなります。 また、酒田の法人ということで、酒田市の 4 月総会で市内の畑 6 筆、20,737 ㎡の農地の所有権移転を受けています。 法人で取得した農地では、ネギやメロンを作付けする予定とのことで、遊 佐ではネギを作付けする予定とのことです。 遊佐で農地を借りることになった経緯は、酒田市に近い日向台付近で砂の 畑を探したいとのことで事務局に相談があり、貸借のあっせん依頼のほか、 齋藤勝広委員に相談させていただき土地の選定にご協力いただきました。 また、条件はすべて同じで、期間 3 年、賃借料は 10,000 円/10a になりま す。 それぞれの土地の詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。 番号 3、計 2 筆、2,903 ㎡。 この場所は齋藤勝広委員から次の耕作者を探していると聞いていた場所 で、齋藤委員に相談後、紹介させていただいた場所です。 この土地は番号 4 の申請地と隣接しており、審査基準書の地図内だと北側 の赤部分を出っ張り部分で東西に分けた北側の長方形になります。 番号 4、計 2 筆、3,501 ㎡。 この場所は齋藤勝広委員が水利組合の集まりでお声かけしていただいたこ とで、事務局にあっせん依頼があったものです。 土地の場所は、番号 3 で説明した番号 3 申請地の南側の細長い長方形にな ります。 番号 5、計 2 筆、6,600 ㎡。 申請地は令和 7 年の 3 月末まで他耕作者が借りていた場所ですが、契約更

事務局	<p>新はしないということで、次の耕作者の相談を受けた場所を貸借で合意したものです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号3～5について、15番 齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
15番 齋藤勝広 委員	<p>はい。</p> <p>3～5番のいずれも以前から作る人がいないかと相談をされていた場所で、今回法人で借りたいということで、貸人の皆さんは良かったということでした。</p> <p>借人の法人の代表者に電話で話を聞きました。法人は立ち上がったばかりですが、今まで市内の畑で果樹を栽培している方ということでした。</p> <p>今回、法人を立ち上げて酒田市内でメロンを作っていて、遊佐ではねぎを作るということでした。</p> <p>一人で回れるのかと聞いてみましたが、従業員が10人ほどいて、その中にネギの経験がある方がいるようで砂の畑については完全に任せているということで、作物によって専門に管理の人を決めてやっていくということでした。新たな農業の形として、頑張ってくださいと伝えました。問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(8番石垣建委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8番 石垣建 委員	<p>お聞きしたいのですが、前耕作者はなぜ契約を更新しないのですか。</p>
15番 齋藤勝広 委員	<p>前耕作者が主に耕作している場所からは遠く、近くで借りられる場所が見つかったということで更新しないということです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第6号農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議第7号農地法第3条の規定による使用賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号1、経営移譲のために親子間の使用賃借契約を更新するものです。</p> <p>土地の詳細は審査基準書をご確認ください。また、再設定のため審査基準書の地図は省略しています。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務</p>

議長	<p>局説明について、発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)  それでは質疑を打ち切り採決いたします。  議第 7 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  (出席委員全員挙手)  全員賛成ですので、議第 7 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。  次に、議第 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。  (事務局員が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 3 頁、補足説明資料は 1 頁からご覧下さい。  番号 1 と 2 については、どちらも申請人が同じで、2 か所の農地において下部農地の耕作を行いながら、営農型太陽光発電施設用地として、それぞれ申請があったものです。  番号 1、計 2 筆、5,335 m<sup>2</sup>の内 0.0406 m<sup>2</sup>です。  申請地は集落の西側に位置し、10ha 以上の集団農地の中にある、農振農用地区域内の農地で、営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を申請したものです。尚、申請面積は太陽光パネル設置に伴い補強が必要な支柱 29 本の断面積となります。  期間は仮設工作物の一時利用のため 3 年間で、太陽光パネルの下ではこれまでどおりソバを作る予定とのことです。下部農地の面積は 70m のハウス 3 棟と 40m のハウス 1 棟で合計 1,800 m<sup>2</sup>となります。酒田農業技術普及課からの意見書によりソバの育成に影響が少ないと思われまます。  月光川土地改良区受益地内ではありますが意見書で、協議事項に関して申請者が誓約しており、また、申請地の東側、西側は申請人の農地であるため周辺の農地への影響もないことから、許可相当と判断されます。  番号 2、計 1 筆、2,144 m<sup>2</sup>の内 0.1764 m<sup>2</sup>です。  審査基準書は 7 頁、補足説明資料は 22 頁からになります。  申請地は県道の北側に位置し、農振農用地区域内、土地改良事業受益地外の農地で、営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を申請したものです。太陽光パネル設置のため、あらかじめ支柱を補強加工したものを移設、簡易な構造で容易に撤去できる方法で設置するものです。尚、申請面積は太陽光パネルを設置する支柱 126 本の断面積となります。  期間は仮設工作物の一時利用のため 3 年間で、太陽光パネルの下ではこれまでどおり赤カブを作る予定とのことです。下部農地の面積は 70m のハウス 1 棟で 1,610 m<sup>2</sup>となります。酒田農業技術普及課からの意見書により赤カブの育成に影響が少ないと思われまます。  申請地の北側、南側の農地との間には車の通路があり、東側は山林となっており、周辺の農地への影響はないことから、許可相当と判断されます。  19 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、高橋敬委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。以上です。</p>
議長	それでは、7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。

7 番 高橋正樹 部会長	はい。報告いたします。 詳細は先ほどの事務局の説明のとおりですが、どちらも単管パイプの接地面の転用申請ということで、議案書のとおり非常に小さい面積になっています。周囲への影響もないと思われるので、両方とも許可相当と思います。以上です。
議長	次に、8 番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 石垣建 副部会長	はい。審査基準書 4 ページの写真のとおり、以前は花卉の栽培をしていた場所ですが、現状を窺えるかと思います。太陽光パネルはすでに設置されていて、下はソバを植えているということでした。申請者には排水に注意して上手く栽培をしてくださいと話をしました。 もう 1 件のほうは、解体したハウスの骨を自分で運搬して太陽光パネルの土台のハウスを建てながらということ、苦勞するのではないかと思います。11 月頃までに設置する計画のようでした。ここには赤カブを植えるという話でしたので、使わないハウスをそのまま処分というのはあまりにももったいないので、本人もどうか利用したいということで考えたのではないかと思います。上手に畑を利用して頑張してほしいなと思います。以上です。
議長	次に、4 番高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
4 番 高橋敬 委員	部会長と副部会長のお話のとおり、特に問題はないのかなと思っていました。 4 ページのハウスは補強が必要なのですかと聞きましたが、雪のことを考えるとあったほうが落ち着くということでしたので、作業性は悪くなると思いますが、やむを得ないと思いました。 もう 1 件も特に問題ないと見ていますが、副部会長から話がありましたようにハウスの部材を使って加工するというので、現場合わせの作業になりそうだと、かかる時間を気にしているようでした。 作付け等の農地関係については問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (1 番三浦祐輝委員が挙手し、議長が指名する)
1 番 三浦祐輝 委員	申請者は以前にも営農型太陽光発電で申請があったと思いますが、そこはどうなっていますか。
15 番 齋藤勝広 委員	当初はダイコンを植える予定でしたが、途中でカブに変更して去年も作っていたようです。
議長	よろしいでしょうか。
1 番 三浦祐輝 委員	わかりました。
	(2 番大谷浩夫委員が挙手し、議長が指名する)
2 番 大谷浩夫	2 件目のほうも、4 ページのようにハウスを組んでその上に太陽光パネルを載せるということでしょうか。
事務局	ハウスを建てて太陽光パネルを載せるだけであれば農地転用は必要ないのですが、ハウスを補強するための支柱を建てるという部分に転用手続きが必要になるものです。
議長	他にありませんか。 (質問・意見なし) 議第 8 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

議長	<p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで5月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>
----	---